令和８年

第３回（９月）河合町議会定例会議案

令和　８年　９月　４日

河　　合　　町

付　　議　　事　　件

議案第３９号　令和８年度河合町一般会計補正予算について

議案第４０号　令和８年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について

議案第４１号　令和８年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

議案第４２号　令和８年度河合町介護保険特別会計補正予算について

議案第４３号　令和８年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について

議案第４４号　河合町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

議案第４５号　河合町税条例の一部改正について

議案第４６号　河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第４７号　河合町心身障害者医療費助成条例等の一部改正について

議案第４８号　工事の請負契約について

諮 問 第 １ 号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認 定 第 １ 号　令和７年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認 定 第 ２ 号　令和７年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認 定 第 ３ 号　令和７年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認 定 第 ４ 号　令和７年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認 定 第 ５ 号　令和７年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

認 定 第 ６ 号　令和７年度河合町下水道事業会計決算認定について（別冊）

同意第１５号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第１６号　教育委員会委員の任命について

議 案 第 ３９ 号

令 和 ８ 年 度

河 合 町 一 般 会 計 補 正 予 算

（ 第 ３ 号 ）

河　　合　　町

令和８年度河合町一般会計補正予算（第３号）

令和８年度河合町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ １８，３８７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ８，７１７，５１９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　８年　９月　４ 日　提出

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		2,747,900	91,840	2,839,740
	1 地方交付税	2,747,900	91,840	2,839,740
16 県支出金		744,426	942	745,368
	2 県補助金	363,538	942	364,480
19 繰入金		399,099	△81,476	317,623
	1 基金繰入金	397,584	△81,901	315,683
	2 特別会計繰入金	1,515	425	1,940
20 繰越金		10,000	7,081	17,081
	1 繰越金	10,000	7,081	17,081
歳　　入　　合　　計		8,699,132	18,387	8,717,519

歳　出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		1,419,518	4,991	1,424,509
	1 総務管理費	1,266,620	2,263	1,268,883
	3 戸籍住民基本台帳費	43,719	2,728	46,447
3 民生費		2,826,724	2,114	2,828,838
	1 社会福祉費	1,876,437	2,114	1,878,551
4 衛生費		660,189	11,282	671,471
	1 保健衛生費	228,346	0	228,346
	2 清掃費	431,843	11,282	443,125
歳　出　合　計		8,699,132	18,387	8,717,519

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	2,747,900	91,840	2,839,740
16 県支出金	744,426	942	745,368
19 繰入金	399,099	△81,476	317,623
20 繰越金	10,000	7,081	17,081
歳　　入　　合　　計	8,699,132	18,387	8,717,519

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,419,518	4,991	1,424,509
3 民生費	2,826,724	2,114	2,828,838
4 衛生費	660,189	11,282	671,471
歳　出　合　計	8,699,132	18,387	8,717,519

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 942	千円	千円	千円 4,049
			2,114
		1,147	10,135
942		1,147	16,298

２　歳　入

（款）　１１　地方交付税

（項）　　１　地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	2,747,900	91,840	2,839,740
計	2,747,900	91,840	2,839,740

（款）　１６　県支出金

（項）　　２　県補助金

1 総務費県補助金	131,841	942	132,783
計	363,538	942	364,480

（款）　１９　繰入金

（項）　　１　基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	367,365	△83,048	284,317
9 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	0	1,147	1,147
計	397,584	△81,901	315,683

（款）　１９　繰入金

（項）　　２　特別会計繰入金

4 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	1,515	425	1,940
計	1,515	425	1,940

節		説明	
区　　分	金　額		
1 地方交付税	千円 91,840	普通交付税	千円 91,840

17 観光施策費補助金	942	文化資源活用補助金	942

1 財政調整基金繰入金	△83,048	財政調整基金繰入金	△83,048
1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	1,147	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	1,147

1 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	425	住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	425

１１款　地方交付税　　１６款　県支出金　　１９款　繰入金

（款）　２０ 繰越金

（項）　　１ 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	10,000	7,081	17,081
計	10,000	7,081	17,081

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 前年度繰越金	千円 7,081	千円 純繰越金　7,081

3 歳 出

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 企画費	36,086	1,885	37,971	942			943
11 減債基金費	270,246	378	270,624				378
計	1,266,620	2,263	1,268,883	942			1,321

（款） 2 総務費

（項） 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	43,719	2,728	46,447				2,728
計	43,719	2,728	46,447				2,728

（款） 3 民生費

（項） 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	451,039	2,114	453,153				2,114
計	1,876,437	2,114	1,878,551				2,114

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
12 委託料	330	07 観光施策費　1,885
		12 委託料　330
5 その他	330	その他　330
		・史跡、観光PR動画制作委託業務　330
14 工事請負費	1,555	14 工事請負費　1,555
		建設事業費　1,555
1 建設事業費	1,555	・史跡解説案内板設置等工事　1,555
24 積立金	378	01 減債基金費　378
		24 積立金　378
1 積立金	378	積立金　378

12 委託料	2,728	01 戸籍住民基本台帳費　2,728
		12 委託料　2,728
5 その他	2,728	その他　2,728
		・戸籍総合システム改修委託業務　2,728

27 繰出金	2,114	27 介護特会繰出金（認定事務費分）　2,114
		27 繰出金　2,114
1 繰出金	2,114	繰出金　2,114

（款）　　4　衛生費

（項）　　1　保健衛生費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 予防費	86,512	0	86,512			1,147	△1,147
計	228,346	0	228,346			1,147	△1,147

（款）　　4　衛生費

（項）　　2　清掃費

1 清掃総務費	91,398	5,456	96,854				5,456
2 塵芥処理費	311,152	5,826	316,978				5,826
計	431,843	11,282	443,125				11,282

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円 財源補正

12 委託料	5,456	02 ごみ減量化推進経費　5,456 12 委託料　5,456 その他　5,456 ・指定ごみ袋作製委託業務　5,456
5 その他	5,456	
18 負担金、補助及び交付金	5,826	04 塵芥処理諸経費　5,826 18 負担金、補助及び交付金　5,826 一部事務組合負担金　5,826 ・まほろば環境衛生組合　5,826
4 一部事務組合負担金	5,826	

議 案 第 ４０ 号

令　和　８　年　度

河合町国民健康保険特別会計補正予算

（ 第 １ 号 ）

河　　合　　町

令和８年度河合町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度河合町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６３６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ １，７４１，６３６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　８年　９月　４日　提出

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
6 繰入金		128,800	636	129,436
	2 基金繰入金	24,869	636	25,505
歳　　入　　合　　計		1,741,000	636	1,741,636

歳　出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
8 諸支出金		2,107	636	2,743
	1 償還金及び還付加算金	2,107	636	2,743
歳　　出　　合　　計		1,741,000	636	1,741,636

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
6 繰入金	128,800	636	129,436
歳　　入　　合　　計	1,741,000	636	1,741,636

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
8 諸支出金	2,107	636	2,743
歳　出　合　計	1,741,000	636	1,741,636

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円 636
			636

２　歳　入

（款）　　６　繰入金

（項）　　２　基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	24,869	636	25,505
計	24,869	636	25,505

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	千円 636	国民健康保険財政調整基金繰入金　千円 636

6款　繰入金

3　歳　出

（款）　　8　諸支出金

（項）　　1　償還金及び還付加算金

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 償還金	7	636	643				636
計	2,107	636	2,743				636

節・細節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
22 償還金、利子及び割引料	636	02 国庫金精算返還金　636 22 償還金、利子及び割引料　636 償還金　636
1 償還金	636	

議 案 第 ４１ 号

令　和　８　年　度

河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

（ 第 １ 号 ）

河　　合　　町

令和８年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度河合町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４２５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ２，０２５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　８年　９月　４ 日　提出

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
4 繰越金		0	425	425
	1 繰越金	0	425	425
歳　　入　　合　　計		1,600	425	2,025

歳　出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
6 諸支出金		1,515	425	1,940
	1 繰出金	1,515	425	1,940
歳　出　合　計		1,600	425	2,025

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
4 繰越金	0	425	425
歳　　入　　合　　計	1,600	425	2,025

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
6 諸支出金	1,515	425	1,940
歳　出　合　計	1,600	425	2,025

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円 425
			425

２　歳　入

（款）　　４　繰越金

（項）　　１　繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	0	425	425
計	0	425	425

節		説明
区　　分	金　額	
1 前年度繰越金	千円 425	前年度繰越金　千円 425

4款　繰越金

3　歳　出

（款）　6　諸支出金

（項）　1　繰出金

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般会計繰出金	1,515	425	1,940				425
計	1,515	425	1,940				425

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
27 繰出金	425	01 一般会計繰出金　425
		27 繰出金　425
1 繰出金	425	繰出金　425

議 案 第 ４２ 号

令 和 ８ 年 度

河合町介護保険特別会計補正予算

（ 第 ２ 号 ）

河　　合　　町

令和８年度河合町介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度河合町の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８０，１９９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ２，４３９，４１６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　８年　９月　４日　提出

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
4 国庫支出金		536,900	3,475	540,375
	2 国庫補助金	151,355	3,475	154,830
5 支払基金交付金		614,008	△6,249	607,759
	1 支払基金交付金	614,008	△6,249	607,759
6 県支出金		353,735	708	354,443
	3 県補助金	17,302	708	18,010
7 繰入金		399,565	△2,858	396,707
	1 一般会計繰入金	337,565	2,114	339,679
	2 基金繰入金	62,000	△4,972	57,028
8 繰越金		0	85,123	85,123
	1 繰越金	0	85,123	85,123
歳　　入　　合　　計		2,359,217	80,199	2,439,416

歳　出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		25,135	4,227	29,362
	1 総務管理費	5,213	4,227	9,440
2 保険給付費		2,221,455	0	2,221,455
	1 介護サービス等諸費	1,985,847	0	1,985,847
7 諸支出金		1,300	75,972	77,272
	1 償還金及び還付加算金	1,300	75,972	77,272
歳　出　合　計		2,359,217	80,199	2,439,416

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
4 国庫支出金	536,900	3,475	540,375
5 支払基金交付金	614,008	△6,249	607,759
6 県支出金	353,735	708	354,443
7 繰入金	399,565	△2,858	396,707
8 繰越金	0	85,123	85,123
歳　　入　　合　　計	2,359,217	80,199	2,439,416

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	25,135	4,227	29,362
2 保険給付費	2,221,455	0	2,221,455
7 諸支出金	1,300	75,972	77,272
歳　出　合　計	2,359,217	80,199	2,439,416

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 2,113	千円	千円	千円 2,114
		△6,305	6,305
			75,972
2,113		△6,305	84,391

2　歳　入

（款）　4　国庫支出金

（項）　2　国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
3 介護保険事業費補助金	1,789	2,113	3,902
5 地域支援事業交付金（総合事業）	13,135	222	13,357
6 地域支援事業交付金（包括・任意）	21,439	1,140	22,579
計	151,355	3,475	154,830

（款）　5　支払基金交付金

（項）　1　支払基金交付金

1 介護給付費交付金	599,793	△6,305	593,488
2 地域支援事業支援交付金	14,215	56	14,271
計	614,008	△6,249	607,759

（款）　6　県支出金

（項）　3　県補助金

1 地域支援事業交付金（総合事業）	6,582	138	6,720
2 地域支援事業交付金（包括・任意）	10,720	570	11,290
計	17,302	708	18,010

（款）　7　繰入金

（項）　1　一般会計繰入金

2 その他一般会計繰入金	23,290	2,114	25,404
計	337,565	2,114	339,679

節		説明	
区　　分	金　額		
1 介護保険事業費補助金	千円 2,113	介護保険システム改修補助金	千円 2,113
2 過年度分	222	地域支援事業交付金（総合事業）	222
2 過年度分	1,140	地域支援事業交付金（包括・任意）	1,140

1 現年度分	△6,305	介護・予防給付費交付金	△6,305
2 過年度分	56	地域支援事業支援交付金	56

2 過年度分	138	地域支援事業交付金（総合事業）	138
2 過年度分	570	地域支援事業交付金（包括・任意）	570

2 事務費繰入金	2,114	認定事務費繰入金	2,114

４款　国庫支出金　　５款　支払基金交付金　　６款　県支出金　　７款　繰入金

（款）　　7　繰入金

（項）　　2　基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	62,000	△4,972	57,028
計	62,000	△4,972	57,028

（款）　　8　繰越金

（項）　　1　繰越金

1 繰越金	0	85,123	85,123
計	0	85,123	85,123

節		説明	
区　　分	金　額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △4,972	介護給付費準備基金繰入金	千円 △4,972

1 繰越金	85,123	繰越金	85,123

7款　繰入金　　8款　繰越金

3　歳　出

（款）　1　総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	4,146	4,227	8,373	2,113			2,114
計	5,213	4,227	9,440	2,113			2,114

（款）　2　保険給付費

（項）　1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス給付費	934,251	0	934,251			△6,305	6,305
計	1,985,847	0	1,985,847			△6,305	6,305

（款）　7　諸支出金

（項）　1 償還金及び還付加算金

2 償還金	0	75,972	75,972				75,972
計	1,300	75,972	77,272				75,972

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
12 委託料	4,227	01 一般管理費　4,227
		12 委託料　4,227
5 その他	4,227	その他　4,227
		・介護情報基盤整備に伴うシステム改修業務　4,227

		財源補正

22 償還金、利子及び割引料	75,972	01 償還金　75,972
		22 償還金、利子及び割引料　75,972
1 償還金	75,972	償還金　75,972

1款　総務費　　2款　保険給付費　　7款　諸支出金

議 案 第 ４３ 号

令 和 ８ 年 度

河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算

（ 第 １ 号 ）

河　　合　　町

令和８年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）

令和８年度河合町の後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，７０７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ６１９，７０７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　８年　９月　４日　提出

河合町長　　森　　川　　喜　　之

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
5 繰越金		0	2,707	2,707
	1 繰越金	0	2,707	2,707
歳　　入　　合　　計		617,000	2,707	619,707

歳　出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
		千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金		611,875	1,345	613,220
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	611,875	1,345	613,220
3 諸支出金		1,164	1,362	2,526
	1 償還金及び還付加算金	1,164	1,362	2,526
歳　出　合　計		617,000	2,707	619,707

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
5 繰越金	0	2,707	2,707
歳　　入　　合　　計	617,000	2,707	619,707

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	611,875	1,345	613,220
3 諸支出金	1,164	1,362	2,526
歳　　出　　合　　計	617,000	2,707	619,707

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円 1,345
			1,362
			2,707

2　歳　入

（款）　5 繰越金

（項）　1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	0	2,707	2,707
計	0	2,707	2,707

節		説明
区　　分	金　額	
1 前年度繰越金	千円 2,707	前年度繰越金　千円 2,707

5款　繰越金

3　歳　出

（款）　　2　後期高齢者医療広域連合納付金

（項）　　1　後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療広域連合納付金	611,875	1,345	613,220				1,345
計	611,875	1,345	613,220				1,345

（款）　　3　諸支出金

（項）　　1　償還金及び還付加算金

2 償還金	0	1,362	1,362				1,362
計	1,164	1,362	2,526				1,362

節・細節		説　　明
区　　分	金　額	
	千円	千円
18 負担金、補助及び交付金	1,345	01 後期高齢者医療広域連合納付金　1,345 18 負担金、補助及び交付金　1,345 負担金　1,345
1 負担金	1,345	

22 償還金、利子及び割引料	1,362	01 国庫金精算返還金　1,362 22 償還金、利子及び割引料　1,362 償還金　1,362
1 償還金	1,362	

2款　後期高齢者医療広域連合納付金　　3款　諸支出金

議案第４４号

河合町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

河合町認可地縁団体印鑑条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　８年　９月　４日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

河合町認可地縁団体印鑑条例（平成１０年３月河合町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第４５号

河合町税条例の一部改正について

河合町税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　８年　９月　４日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和２９年４月河合村条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「又は所得税法第７８条第２項第２号及び第３号に掲げる寄附金（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「、所得税法第７８条第２項第２号から第４号までに掲げる寄附金又は」に改め、同項第３号中「公益信託ニ関スル法律（大正１１年法律第６２号）第２条第１項」を「公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）第８条」に改め、「又は奈良県教育委員会」を削り、「許可」を「認可」に、「同法第１条」を「同条」に改め、同条第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

（１）　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５

３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

（３）　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　公的年金等支払者の名称

（２）　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（３）　特定配偶者の氏名

（４）　扶養親族又は特定親族の氏名

（５）　その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２００，０００円」を削り、「１，５００，０００円」を「１，８００，０００円」に改める。

附則第４条の２を削る。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条の３第１項又は附則第２０条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１７条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１９条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第１９条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計

算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）　第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（２）　第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の３第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（３）　第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（４）　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第６３条の改正規定及び附則第３条の規定　令和９年４月１日

（２）　第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定並びに次条第５項の規定　令和１０年１月１日

（３）　附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第１９条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第４項及び第６項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（町民税に関する経過措置）

第２条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条に掲げる規定による改正後の河合町税条例（以下「新条例」という。）第３４条の７第１項（所得税法第７８条第２項第４号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「寄附金又は」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）又は」とする。

２　新条例第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条本文に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の河合町税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

３　新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する

特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

４　前条第３号に掲げる規定による新条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第６項において「３号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、３号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

５　新条例附則第１７条の２第４項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第１７条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。

６　新条例附則第１９条の３の規定は、３号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例第６３条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第４６号

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　８年　９月　４日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月河合町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年１２月河合町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と

接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第４７号

河合町心身障害者医療費助成条例等の一部改正について

河合町心身障害者医療費助成条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和　８年　９月　４日

河合町長　　森　川　喜　之

河合町心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例

（河合町心身障害者医療費助成条例の一部改正）

第１条　河合町心身障害者医療費助成条例（昭和４８年９月河合町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第２項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第２条　河合町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和５３年１０月河合町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第２項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（河合町子ども医療費助成条例の一部改正）

第３条　河合町子ども医療費助成条例（昭和６０年３月河合町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第３項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第４８号

工事の請負契約について

防災行政無線設備更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めます。

記

工　事　名	防災行政無線設備更新工事
契約の方法	随意契約
契 約 金 額	６０，５００，０００円
契約の相手方	大阪市中央区城見一丁目４番２４号ＮＥＣ関西ビル１２Ｆ ＮＥＣネッツエスアイ株式会社 関西パブリックソリューション営業本部 本部長　坂　手　克　之

令和　８年　９月　４日

河合町長　　森　川　喜　之

諮問第１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■
氏　　名　　寺　田　幸　子
生年月日　　■■■■■■■■

令和　８年　９月　４日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

寺　田　幸　子　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）

同意第１５号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■
氏　　名　　西　田　尚　造
生年月日　　■■■■■■■■

令和　８年　９月　４日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

西　田　尚　造　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）

同意第１６号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住　　所　　■■■■■■■■■■
氏　　名　　佐　伯　誠　紀
生年月日　　■■■■■■■■

令和　８年　９月　４日

河合町長　　森　川　喜　之

参　考

佐　伯　誠　紀　氏　経歴

（以下閲覧用議案書のため省略します。）